

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1

氏 名 大坪産業株式会社
代表取締役 陣内 元治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和元年（2019年）7月14日

許可の有効年月日 令和6年（2024年）7月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（廃電池に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上13種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

積替え保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる

所在地	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	保管高	備考
紙くず	8.6㎡	8.6㎡	1.5m	屋外・コンクリート床
木くず	13㎡	13㎡	1.5m	屋外・コンクリート床
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	25㎡	28t	—	屋根付き・コンクリート床
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（廃蛍光灯に限る。（水銀使用製品産業廃棄物））	0.56㎡	0.67㎡	1.2m	屋内
金属くず、汚泥（廃電池に限る。（水銀使用製品産業廃棄物））	0.20㎡	0.12㎡	0.60m	屋内

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和元年 7月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無
余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無
無

許可の状況

(産業廃棄物収集運搬業)

氏名	大坪産業株式会社	許可番号	04111020715
住所	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1	電話番号	0952-45-1563
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
事業場の所在地	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1、2633番、2634番1、2634番2	電話番号	同上

許可の内容等

許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可	平成6年7月14日	4101020715	収集運搬業(積替え・保管を含まない)
更新許可	平成11年7月14日		
更新許可	平成16年7月14日		
変更許可	平成16年9月21日	4111020715	産業廃棄物の種類(燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず(積替え・保管有)、木くず(積替え・保管有)及び繊維くず)の追加
変更届	平成18年12月4日		石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類の記載の変更
変更届	平成19年10月3日		代表者の変更
変更届	平成20年2月18日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
更新許可	平成21年7月14日	04111020715	積替え・保管場所の追加、積替え・保管を行う産業廃棄物の種類(廃プラスチック類(廃バッテリーに限る。)、金属くず(廃バッテリーに限る。))の追加及び車両の変更(1台追加)
変更届	平成22年6月17日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
変更届	平成25年11月18日		車両の変更(1台追加)
更新許可	平成26年7月14日		車両の変更(1台追加)
変更届	平成27年4月2日		車両の変更(1台廃止)
変更届	平成27年9月8日		車両の変更(1台追加)
変更届	平成27年9月10日		車両の変更(1台追加)
変更届	平成27年10月19日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
変更届	平成29年11月20日		車両の変更(1台廃止・1台追加)
変更届	平成31年2月6日		住所の変更及び積替え保管を行う産業廃棄物の種類(ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)の追加
変更届	平成31年4月18日		産業廃棄物の種類(汚泥(廃電池に限る。))及び積替え保管を行う産業廃棄物の種類(汚泥)の追加
変更許可	令和元年6月14日		
更新許可	令和元年7月14日		

事業の用に供する施設

運搬車船	佐賀100は・147, 佐賀400せ5212, 佐賀400せ6978, 佐賀100は2639, 佐賀100は3599, 佐賀100は3877, 佐賀100は3902, 佐賀100は4222, 佐賀100は2390 以上9台
------	---

※. この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。